

鳥取県建設工事施工体制調査・指導要領

1 目的

県が発注する建設工事の施工体制について、その実態を調査し、改善の指導等を行うことにより、その適正な施工を確保することを目的とする。

2 対象工事

その年度に施工する工事のうち、次に掲げるもの（以下「対象工事」という。）とする。

- (1) 県が発注する建設工事のうち鳥取県施工現場実態調査員設置要綱（平成19年10月29日付第200700110091号鳥取県県土整備部長通知）に規定する施工現場実態調査員が監督員と協議して選定し、所管する各発注機関の長の承認を受けた工事
- (2) (1)に掲げるもののほか、各発注機関の長又は県土総務課長が必要に応じ選定した工事

3 実態調査

(1) 調査方法

施工現場実態調査員は、次に掲げる調査事項について、様式第1号により対象工事の施工現場の状況を調査し、確認するものとする。

(2) 調査事項

- ア 下請の使用及び報告状況
- イ 下請契約書の作成状況
- ウ 施工体制台帳等の整備状況
- エ 施工体系図、建設業許可票、労災保険関係成立票及び建築確認表示の掲示状況
- オ 建設業退職金共済標識の掲示、共済証紙の配付状況
- カ 現場代理人の駐在状況
- キ 主任(監理)技術者の業務従事状況
- ク その他必要な事項

(3) 結果報告

施工現場実態調査員は、毎月の調査結果を様式第2号により発注機関の長及び県土総務課長に報告するものとする。

4 詳細調査

発注機関の長又は県土総務課長は、対象工事の施工状況が次に掲げる事項に該当するおそれがあると認めるときは、施工現場実態調査員のほか、発注機関の職員又は県土総務課の職員の2名以上で調査を行わせるものとする。

- (1) 現場代理人が対象工事の施工現場に常駐していない、又は実質的に関与していないもの
- (2) 主任技術者又は監理技術者が対象工事の施工現場に配置されていない、又は配置はされていてもその施工に実質的に関与していないもの
- (3) その他前条に掲げる結果報告等により発注機関の長又は県土総務課長が必要と認めたもの

5 改善指導等

(1) 施工現場実態調査員は、3の規定による調査により次の不適切な事実を確認した場合、対象工事の施工業者（以下「対象業者」という。）に対し、それぞれに定める期限を付して口頭でその改善を指導するものとする。

ア 下請報告書の未報告 5日

イ 下請施工体系図の未報告 5日

ウ 下請契約書の未作成 5日

エ 施工体制台帳の未作成 5日

オ 施工体系図の未掲示 5日

カ 再下請通知の未作成 5日

キ 建設業許可票の未掲示 3日

ク 労災保険関係設立票の未掲示 3日

ケ 建築確認表示の未掲示 3日

コ 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識の未掲示 3日

サ 建設業退職金共済制度の共済証紙の未配付 5日

シ 監理技術者資格者証の不携帯 3日

(2) 施工現場実態調査員は、(1)のア～シの事実が(1)の指導の期限までに改善されない場合、発注機関の長並びに総合事務所長、西部総合事務所日野振興センター所長又は県土整備事務所長(以下「発注機関等の長」という。)に対し、その旨報告するものとする。

(3) 総合事務所長、西部総合事務所日野振興センター所長又は県土整備事務所長(以下「総合事務所等の長」という。)は、(2)の報告を受けたときは、様式第3号により対象業者に対し文書指導を行い様式第4号により改善報告を求めるものとする。

(4) 施工現場実態調査員は、様式第4号により、改善状況を確認し、発注機関等の長に、当該改善状況を報告するものとする。

(5) 総合事務所等の長は、(4)の報告に基づき改善されてないと認められるときは、(3)の例により、再度文書指導するとともに、県土整備部長に対し、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱(平成20年5月1日付第200700191955号鳥取県県土整備部長通知。以下「資格停止要綱」という。)に基づき当該指導内容に係る報告を行うものとする。

6 資格停止での減点

県土整備部長は、5(5)の文書指導又は4の詳細調査により資格停止を行ったときは鳥取県建設工事指名競争入札指名業者選定要綱(平成25年4月3日第201200194806号鳥取県県土整備部長通知。)及び鳥取県建設工事総合評価競争入札実施要領(平成25年4月3日第201200196355号鳥取県県土整備部長通知。)においてそれぞれ定めるところにより、評価項目の資格停止について減点するものとする。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成16年6月2日から適用する。

附 則

この要領は、平成17年11月21日以降に起工決裁を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年10月29日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年6月15日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年2月1日以降起工決裁を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、平成26年5月20日から適用する。

鳥取県建設工事施工体制調査票

発注機関		工事番号		J	
工事名	名称				
	場所				
受注者	住所				
	名称			電話番号	
工期	着工	平成 年 月 日		～	平成 年 月 日
請負代金額	¥	円	低入		
現場代理人			自社施工		
主任・監理技術者			資格		
一般監督員			所属課		
調査年月日					
現場実態調査員			所属等		
同行者			所属等		
受注者側			所属等		
			所属等		

確認事項	結果	指導事項
1-1 下請業者の使用の有無 ①使用している ②使用していない ③現時点では使用していないが今後使用する見込み		
1-2 建設工事下請報告書の提出状況(1件100万円以上) ①下請契約後20日以内に報告済 ②下請契約後20日を超えていたが報告済 ③口頭指導後に報告 ④改善状況確認日 年 月 日 ⑤指導後も未報告		「契約事務に関する書式の制定について(通知)」(H18.6.8付第200600006399号)、「建設工事の下請報告について(通知)」(H200328付第200700193464号、H26.3.26付第201300203264号一部改正) ※②は期限内提出を指導 ※未報告の場合の改善期限(平成 年 月 日)5日後
1-3 下請施工体系図の提出(1件100万以上)、従事状況 ①下請契約後20日以内に報告済、従事適正 ②下請契約後20日を超えていたが報告済、従事適正 ③報告されているが内容に不備がある。 ④口頭指導後に報告 ⑤改善状況確認日 年 月 日 ⑥指導後も未報告		「建設工事の下請報告について(通知)」(H200328付第200700193464号) ※②は期限内提出を指導、③は修正を指導 ※未報告の場合の改善期限(平成 年 月 日)5日後
2-1 元請人の契約書作成状況(施工体系図を参考に別紙を作成) ①標準約款を使った個別の契約書 ②基本契約を行ったうえで、あとは注文書、請書交換 ③注文書(必須項目の記載有り) ④口頭指導後に作成、修正 ⑤改善状況確認日 年 月 日 ⑥指導後も未作成		建設業法第18条・第19条 ※③注文書の場合、必須項目に不足があれば指導 ※未作成の場合の改善期限(平成 年 月 日)5日後
3-1 施工体制台帳の作成状況(下請金額3000万以上※) (※建築4500万円以上) ①作成している ②内容に不備があったが作成している ③口頭指導後に作成、修正 ④改善状況確認日 年 月 日 ⑤指導後も未作成		建設業法第24条の7第1項 ※②は修正するよう指導 ※未作成、不備の場合の改善期限(平成 年 月 日)5日後
3-2 施工体系図の掲示状況(下請金額3000万円以上※) ①掲示している ②内容に不備があったが掲示している ③口頭指導後に掲示、修正 ④改善状況確認日 年 月 日 ⑤指導後も未掲示		建設業法第24条の7第4項 ※②は修正するよう指導 ※未掲示の場合の改善期限(平成 年 月 日)5日後
3-3 再下請負通知書の作成状況(下請金額3000万円以上※) ①作成している ②内容に不備があったが作成している ③口頭指導後に作成、修正 ④改善状況確認日 年 月 日 ⑤指導後も未作成		建設業法第24条の7第2項(規則第14条の4) ※②は修正するよう指導 ※未作成の場合の改善期限(平成 年 月 日)5日後

確認事項	結果	指導事項
4-1 建設業許可票の掲示状況(縦25cm以上×横35cm以上) ①適正に掲示している ②内容等に不備があったが掲示している ③口頭指導後に掲示、修正 ⑨指導後も未掲示	改善状況確認日 年 月 日	建設業法第40条 ※②は修正するよう指導 ※未掲示の場合の改善期限(平成 年 月 日) 3日後
4-2 労災保険関係成立票の掲示状況(縦40cm×横50cm) ①適正に掲示している ②内容等に不備があったが掲示している ③口頭指導後に掲示、修正 ⑨指導後も未掲示	改善状況確認日 年 月 日	労働者災害補償保険法施行規則第49条 ※②は修正するよう指導 ※未掲示の場合の改善期限(平成 年 月 日) 3日後
4-3 建築確認表示の掲示状況(縦25cm以上×横35cm以上) ①適正に掲示している(該当なし) ②内容等に不備があったが掲示している ③口頭指導後に掲示、修正 ⑨指導後も未掲示	改善状況確認日 年 月 日	建築基準法第89条 ※②は修正するよう指導 ※未掲示の場合の改善期限(平成 年 月 日) 3日後
5-1 建設業退職金共済制度の加入状況、適用事業主現場標識の掲示状況 ①加入しており、標識を掲示している ②中退共、清退共、林退共、特退共に加入している ③未加入 ④口頭指導後に標識を掲示 ⑨指導後も未掲示	改善状況確認日 年 月 日	現場説明書 3の(6)の3 ③未加入は、制度の趣旨を説明し加入を指導 ※未掲示の場合の改善期限(平成 年 月 日) 3日後
5-2 建退共の共済証紙配付状況 下請も建退共加入者の場合は、下請への配付も確認 ①配付しており受払簿で確認できる ②配付しているが受払簿は未作成 ③口頭指導後に配付 ⑨指導後も未配付	改善状況確認日 年 月 日	現場説明書 3の(6)の1)、3の(6)の2) ※②は受払簿の作成を指導 ※前月分まで未配付の場合、改善期限(平成 年 月 日)5日後
6-1 現場代理人の常駐状況 ①常駐している ②不在であった ⑨非常駐	1回目 2回目 3回目	建設業法第19条の2 ※②、⑨は監督員と常駐の状況について情報交換・確認 ※⑨の場合、指導要領に基づき速やかに県土総務課へ報告
6-2 現場代理人が工事現場の運営及び取締りを行っているか ①している ⑨していない		建設工事請負契約書第10条 ※⑨の場合、指導要領に基づき速やかに県土総務課へ報告
7-1 主任技術者(届出された者)の配置確認 ①確認できた(専任を要する者は専任) ⑨確認できない(専任を要するものは不専任)		建設業法第26条 ※⑨場合、指導要領に基づき速やかに県土総務課へ報告
7-2 主任技術者の工事施工の技術上の管理状況 ①管理している ⑨管理していない		建設業法第26条の3 ※⑨の場合、指導要領に基づき速やかに県土総務課へ報告
8-1 監理技術者の専任配置の状況(下請金額3000万円以上※) ①専任している ⑨専任していない		建設業法第26条 ※⑨の場合、指導要領に基づき速やかに県土総務課へ報告
8-2 監理技術者の工事施工の技術上の管理状況 ①管理している ⑨管理していない		建設業法第26条の3 ※⑨の場合、指導要領に基づき速やかに県土総務課へ報告
8-3 監理技術者資格者証の携帯 ①携帯している ②口頭指導後に携帯 ⑨指導後も不携帯	改善状況確認日 年 月 日	建設業法第26条第5項 ※不携帯の場合、改善期限(平成 年 月 日) 3日後
9 その他		

別紙

契約書の種類を次の番号で記入してください

- ①個別契約書
- ②基本契約書+注文請書
- ③注文書
- ④未作成

元請業者名

--

下請業者名

契約種類
契約金額

円

(住所) (代表者) (電話) (工種)

契約種類
契約金額

円

(住所) (代表者) (電話) (工種)

契約種類
契約金額

円

(住所) (代表者) (電話) (工種)

契約種類
契約金額

円

(住所) (代表者) (電話) (工種)

契約種類
契約金額

円

(住所) (代表者) (電話) (工種)

(様式第3号)

鳥取県建設工事施工体制改善通知書

平成 年 月 日

様

このことについて、下記のとおり不適切な事実が確認されましたので、是正期限までに速やかに改善し、その結果を報告してください。

鳥取県 総合事務所（西部総合事務所日野振興センター、県土整備事務所）長

記

1 対象工事

- (1) 工事名：
- (2) 工事場所：

2 事実の確認

- (1) 確認日：平成 年 月 日
- (2) 確認者：
- (3) 立会者：

3 改善事項

区 分	文書指導回数
① 下請報告書の報告	回 目
② 下請施工体系図の報告	
③ 下請契約書の作成	
④ 施工体制台帳の作成	
⑤ 施工体系図の掲示	
⑥ 再下請通知書の作成	
⑦ 建設業許可票の掲示	
⑧ 労災保険関係設立票の掲示	
⑨ 建築確認表示の掲示	
⑩ 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識の掲示	
⑪ 建設業退職金共済制度の共済証紙の配付	
⑫ 監理技術者資格者証の携帯	

※該当区分に○を記入。

4 是正期限（7日程度を目安に改善事項に応じて調整すること）

平成 年 月 日まで

5 連絡先

県土整備局（県土整備事務所）建設総務課建設業係（担当： ）
（電話） — —

(様式第4号)

鳥取県建設工事施工体制改善結果報告書

平成 年 月 日

鳥取県 総合事務所 (西部総合事務所日野振興センター、県土整備事務所) 長 様

(住 所)

(会 社 名)

(代表者名)

このことについて、下記のとおり改善しましたので報告します。

記

1 対象工事

(1) 工事名 :

(2) 工事場所 :

2 改善通知日等

(1) 改善通知日 : 平成 年 月 日

(2) 文書指導回数 : 回目

(3) 是正期限 : 平成 年 月 日

(4) 改善した者 :

3 改善事項

区 分	改善した日
① 下請報告書の報告	
② 下請施工体系図の報告	
③ 下請契約書の作成	
④ 施工体制台帳の作成	
⑤ 施工体系図の掲示	
⑥ 再下請通知書の作成	
⑦ 建設業許可票の掲示	
⑧ 労災保険関係設立票の掲示	
⑨ 建築確認表示の掲示	
⑩ 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識の掲示	
⑪ 建設業退職金共済制度の共済証紙の配付	
⑫ 監理技術者資格者証の携帯	

※該当区分に○を記入。